

## 議員提出議案第1号

### 瑞穂町議会基本条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月24日

提出者 瑞穂町議会議会活性化特別委員会  
委員長 村上嘉男

(提案理由)

議会及び議員の活動原則等を明らかにし、議会と町民及び町長等との関係を定め、町民の信頼に全力で応えて行くことを決意し、議会の規範として、瑞穂町議会基本条例を制定するため、本案を提出する。

### 瑞穂町議会基本条例

#### 目次

##### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第3条—第9条）
- 第3章 町民と議会との関係（第10条—第12条）
- 第4章 町長等と議会との関係（第13条—第16条）
- 第5章 議員相互の討議（第17条・第18条）
- 第6章 適正な議会機能（第19条—第24条）
- 第7章 会議の運営（第25条）

第 8 章 議員定数、報酬等（第 26 条・第 27 条）

第 9 章 最高規範性及び見直し手続（第 28 条・第 29 条）

附則

議会は、町長とともに町民の選挙により選ばれた議員によって構成される町民の代表機関です。この二つの代表機関は、議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能をいかし、町民の負託に応え、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展を目指すという共通の使命が課されています。特に地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日においては、議会には、これまで以上に町長その他の執行機関（以下「町長等」といいます。）による適正な行政運営を確保するための監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言の機能を一層強化する責務を果たすことが求められています。議会は、このような使命と責務を重く受け止め、積極的な情報公開と町民参加の下、開かれた議会をとおして説明責任を果たすとともに、議員間の自由な討議を展開しながら、町政の論点を明らかにして、政策の実現に努めなければなりません。

ここに、議会は、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、議会と町民及び町長等との関係を定め、町民の負託と信頼に全力で応えていくことを決意し、議会の規範として、瑞穂町議会基本条例を制定します。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、議会が自主的かつ自律的な運営を実現するために果たすべき基本的な事項を定めることにより、町政における議会の役割の明確化を図り、もって町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

（基本理念）

第 2 条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、将来を見据え大局的な視点から意思決定し、持続的で豊かなまちづくりの実現に取り組みます。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能

を併せ持つ機関としての責任を果たします。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に関し、議事機関としての責任を果たします。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、十分な調査及び審議を経て、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組み並びに議会力及び議員力を強化します。

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則として公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次に掲げる活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視すること。

(3) 議員相互間の十分な討議をとおして意見を集約し、運営すること。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項に関する議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

### (委員会及び委員長の活動原則)

第4条 瑞穂町議会委員会条例（昭和62年条例第17号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）並びに委員会の委員長は、次に掲げる活動を行います。

(1) 委員会は、審査及び調査に当たっては、資料を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

(2) 委員会は、所管する行政課題等に対処するため、町民との意見交換会等を開催すること。

(3) 委員長は、副委員長と協議の上、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点を明確にすること。

### (議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行います。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、自らの能力を高める不断の研さんにより、町政の課題全般及び将来のまちづくりについて、町民の意思、現状分析及び将来予測を的確に踏まえるとともに、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。
- (5) 議員は、議決権者としての責任を自覚し、議案、請願・陳情及び事業評価に対し、その判断の根拠について説明責任を果たすこと。

(政務活動費)

第6条 議員は、瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年瑞穂町条例第8号）に基づき交付された政務活動費については、その目的に即して適正に活用し、使途については積極的に公開し説明責任を果たします。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成する。

(議員研修の充実強化)

第8条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家、町民各層から情報を得て議員研修を積極的に実施します。

- 2 議会は、議員研修の目的及び内容について公表します。

(議員の政治倫理)

第9条 議員は、瑞穂町議会議員政治倫理条例（令和 年条例第 号）に基づき、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響

力を不正に行使しません。

### 第3章 町民と議会との関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報の公開及び共有に努め、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容について、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者の専門的な識見を議会の意思決定に反映します。

4 議会は、町民との意見交換会等を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会又は議員による政策提案を行います。

#### (議会広報の充実)

第11条 議会は、町政に係る論点又は争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

#### (議会の自己評価)

第12条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

2 議会は、議会の活性化を常に意識し、議会としての検証を適正に行います。

### 第4章 町長等と議会との関係

#### (町長等と議会及び議員との関係)

第13条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性をいかすとともに、政策をめぐる論点又は争点を明確にし、緊張関係を保持します。

2 議員の一般質問に当たっては、広く町政上の論点又は争点を明

確にするため、一問一答方式で行います。

- 3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分に認識し、単なる町長等への質問に終始することなく、政策論議を展開します。
- 4 議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。
- 5 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点又は争点を明確にするため反問することができます。
- 6 議長から議会の諸会議への出席を要請された執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

（政策形成過程等）

第14条 議会は、町長等が提案する重要な政策の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策形成の契機
- (2) 検討した他の政策の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 瑞穂町長期総合計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係のある法令及び条例
- (6) 政策の実施に関わる財源措置
- (7) 瑞穂町長期総合計画上の実施計画及び将来にわたる政策の費用計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、政策の適否を判断する観点から、立案、決定又は執行における論点又は争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

（評価の実施）

第15条 議会は、決算審査において、町長等が執行した計画、政策、施策、事務事業の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価の結果を町長等に示します。

(議決事項の拡大)

第16条 議会は、議決責任を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例（平成17年条例第31号）で定めます。

#### 第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第17条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で十分な討議を行います。

3 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情を審議し、結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めます。

4 議員は、条例、意見書の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

(議員政策研究会の設置)

第18条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策研究会を設置し、開催します。

2 議員政策研究会について必要な事項は、議長が別に定めます。

#### 第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第19条 議会は、議会費について、適正な議会活動経費の確立を目指します。

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途を議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

(議長及び副議長の志願者の所信表明)

第20条 議会は、議長又は副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強

く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けることができますものとしします。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。この場合において、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任を考慮します。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、法第100条第19項の規定により、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能を強化します。

(議会の改革及び活性化の推進)

第23条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

2 議会は、議会制度に係る法令改正があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査及び研究を行います。

3 議会は、議会モニターを設置し、提言その他の意見を聴取します。

4 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定めます。

(災害時の対応)

第24条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての機能の維持に努めます。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

## 第7章 会議の運営

(議会運営の原則)

第25条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

2 議会は、議長が別に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運



営を行います。

- 3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明します。

#### 第 8 章 議員定数、報酬等

(議員定数)

第 2 6 条 法第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、議会の議員の定数は、16 人とします。

- 2 議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

- 3 議員定数の改正については、法第 7 4 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

(報酬等)

第 2 7 条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、別に条例で定めます。

#### 第 9 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 2 8 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会の条例、規則、規程等の制定、改正及び廃止をするに当たっては、この条例の理念に反してはならないものとします。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法その他の法令の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念及び原則に照らして判断します。

- 3 議会及び議員は、この条例を遵守します。

(見直し手続)

第 2 9 条 議会は、一般選挙が実施される前年に、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する場を設けます。ただし、必要があると認める場合はこの限りではありません。

- 2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めた上で、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

(瑞穂町議会議員定数条例の廃止)

2 瑞穂町議会議員定数条例(平成14年条例第23号)は、廃止します。